

別記様式第18号（第43条関係）

発 番
令和 年 月 日

（提供先行政機関の長） 殿

国 家 公 安 委 員 会

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第6条に基づく重要経済
安保情報の提供について（協議）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下
「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり重要経済安保情
報の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。

なお、重要経済安保情報の内容等により特段の措置が必要である場合には別
途協議する。

記

国家公安委員会が法第6条第1項の規定により（提供先行政機関）に提供す
る重要経済安保情報については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法
律施行令（令和7年政令第26号）第11条第1項の規定に基づき（提供先行政機
関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第14条各号に掲げる措置を確実に
講ずること。